

令和4年10月4日

保護者 様

松戸市教育委員会

「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の改訂のお知らせ
(第10版から第11版への改訂)

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みに対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

学校の感染拡大防止対策につきましては、2学期も継続して「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(以下、ガイドライン)を活用し、学校の実態により対策を行っております。

本ガイドラインは、松戸市の感染状況や新株の特徴等を考慮し、前回改定した4月12日以降の国や県の動向踏まえた改訂となります。

なお、ガイドラインは、教育委員会や各学校のホームページに掲載しております。

また、改訂内容は、今後の感染状況や新株の特性等により変更となる場合があります。

引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校の教育活動について

「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインV11」(10月4日版)を活用し、基本的な感染拡大防止対策と多様な学習活動や学校行事、部活動等の実施の両立の推進及び日常生活を取り戻すための段階的な努力を行ってまいります。

2 改訂の主な内容

- 6月1日付で通知した「マスクの着脱をうながす」対応を継続していきます。
 - ・ 適切なマスクの着用の仕方を身に付けさせ、感染状況に応じて、少しずつマスクを外す時間を増やします。
 - ・ マスクを外して登校する際は、マスクの持参をお願いします。
- ご家庭より報告していただいていた内容を変更します。
 - ・ 「児童生徒が陽性となった場合」は、欠席連絡の際、詳細の聞き取りをします。
(土日や休日、夜間、長期休業中の連絡は必要ありません。部活動等で登校がある場合は、連絡が必要となります。)
- 学級閉鎖等にならない場合でも、感染状況に応じて、メール等で、注意喚起の配信を行う場合があります。

3 陽性者の療養期間、濃厚接触者の待機期間明けの登校について

- 陽性となった場合の定められた療養期間及び濃厚接触者となった場合の定められた待機期間が短縮されております。学校の登校につきましても、その期間に準じて登校が可能となります。
 - ・ 決められた療養期間、待機期間後も、感染のリスクがある期間があります。この期間は、感染対策の徹底(検温、体調確認、マスク着用等)をお願いします。
※ これらの期間を証明するための陰性証明等の提出はいりません。
- 日常の検温や健康観察についても、引き続き、お願いいたします。